

令和3年9月10日  
金沢市介護保険課

## 介護保険住宅改修事務に係る連絡事項等について

日頃から、本市の介護保険行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、介護保険住宅改修事務の連絡事項等について、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 承諾書について

事前申請時に添付する承諾書について、土地又は住宅の建物所有者が死亡している場合は、同封の様式（「承諾書（所有者死亡）」）をご利用ください。

#### 2 自己負担割合について

介護保険負担割合証の適用期間は8月から翌年7月までであることから、事前申請時と領収書交付時で自己負担割合が変更になる方がいらっしゃいますので、ご注意ください。（支給額は、工事完了後の提出書類である領収書の日付時点の自己負担割合で計算します）

#### 3 床材変更工事について

既存の床材から滑りにくい床材に変更する工事を申請する際は、以下の点にご注意ください。

- (1) 「住宅改修が必要な理由書」に、現在の床材では「滑りやすい」旨を記載してください。
- (2) 変更後の床材が防滑性のものであることを確認するため、変更後の床材の品番又はカタログ（滑りにくい等の記載があるもの）を添付してください。

なお、従来からの対象工事である、畳からフローリングへの床材変更、タイルから滑りにくい床材への変更等の工事を申請する場合には、(2)の添付は不要です。

※同素材の床材変更（フローリングからフローリング等）は、原則対象外工事です。

#### 4 段差解消工事について

段差解消工事を申請する際は、スケールを当てた写真又は断面図の添付をお願いします。スケールを当てた写真はスケールの数字が見やすい写真をお願いします。断面図は高さを明記してください。

問合せ先  
金沢市介護保険課  
担当：安田  
TEL:220-2264 FAX:220-2559